

# 青森県報

号外第四十四号

平成二十八年  
四月一日  
(金曜日)

## 目次

### 公安委員会

青森県公安委員会公文書管理規則等の一部を改正する規則(警務課)…一  
青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則…(同)…八  
少年指導委員の委嘱…(少年課)…九

## 公安委員会

青森県公安委員会公文書管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

青森県公安委員会委員長 高畑 紀子

### 青森県公安委員会規則第四号

青森県公安委員会公文書管理規則等の一部を改正する規則

(青森県公安委員会公文書管理規則の一部改正)

第一条 青森県公安委員会公文書管理規則(平成二十六年三月青森県公安委員会規則

第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項第三号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第二条 特例施設占有者の指定等に関する規則(平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号及び別記様式第五号の別紙を次のように改める。

別紙

1 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会(青森県警察本部警務部会計課経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第七号及び別記様式第八号の別紙を次のように改める。

別紙

- 1 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部警務部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 1 不要な文字は、消去すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

（被留置者による再審査の申請等に係る調査手続き等に関する規則の一部改正）

第三条 被留置者による再審査の申請等に係る調査手続き等に関する規則（平成十九年七月青森県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号。以下「審査法」という。）第十四条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「審査法」といづ。）第十八条」に改める。

第六条中「第二十一条」を「第二十三条」に改める。

第十二条中「第三十四条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

第十三条第一項中「第三十五条」を「第二十六条」に改める。

第十四条中「第四十条」を「第四十五条」に改める。

第十五条第二項中「第四十二条第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

第十八条中「第十四条」を「第十八条」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

事 実 の 申 告 書 受 付 表

受 付	年 月 日 時 分	取扱者	受理番号
送達方法	<input type="checkbox"/> 郵便 (簡易書留) <input type="checkbox"/> 一般 (特定) 信書便 <input type="checkbox"/> その他 (   )		
申告人の氏名等	氏名	年齢	歳
	留置施設の置かれる警察本部又は警察署の名称		
公安委員会 の 受 理	年 月 日 時 分	⑩ 主管課長	
事実の申告書に記載されている内容の確認	1 事実の申告ができる者か (通知の内容に不服のある者か) <input type="checkbox"/> 申告できる者 <input type="checkbox"/> 申告できない者 2 申告人が自らしたのか。又は自書することができない者で代書の申し出があった者か <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代書 3 刑事収容法施行令第15条に規定する記載事項が全部記載されているか <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 4 事実の申告の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内の申告か (正当な理由があるときに限ることと郵便等の送付に要した日数は参入しないことに注意) <input type="checkbox"/> 期間内 <input type="checkbox"/> 期間経過		
報告年月日	公安委員会	年 月 日	
備 考			

注1) には、該当するところに○とチェックを入れること。  
注2) 刑事収容法とは「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」をいう。

要 旨 等	1 通知を受けた年月日	年 月 日
	2 要旨	
公安委員会 処理方針等		
公安委員会 処理状況等		
処理結果	通知内容	
	通知年月日	
備 考		

別記様式第三号を次のように改める。

再 審 査 申 請 書 受 付 表

	受理番号

受 付	年 月 日 時 分						
	取扱者						
送達方法	<input type="checkbox"/> 郵便(簡易書留) <input type="checkbox"/> 一般(特定)信書便 <input type="checkbox"/> その他( )						
再 審 査 の 申 請 人 の 住 所 等	住所(留置施設に留置されている者にあつては、当該留置施設の置かれる警察本部又は警察署の名称) 氏名又は名称 電話番号 年齢 歳						
公安委員会(再審査庁)の受理	年 月 日 時 分						⑩
再 審 査 の 申 請 書 に 記 載 さ れ て い る 内 容 の 確 認	1 再審査の申請ができる者か(審査の申請の裁決に不服のある者か) <input type="checkbox"/> 申請できる者 <input type="checkbox"/> 申請できない者 2 再審査の申請人が自らしたものか。又は自書することができない者で代書の申し出があつた者か <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代書 3 記載事項は法第230条第3項で読替える行政不服審査法第19条第2項第1号から第6号まで全てが記載されているか <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 4 再審査の申請人が法人等の場合、代表者又は管理人の氏名及び住所又は居所が記載されているか <input type="checkbox"/> 法人等の場合( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 法人等でない 5 再審査の申請人の押印又は指印があるか <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 6 審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して1か月以内の申請か(正当な理由があるときに限ることと郵便等の送付に要した日数は参入しないことに注意) <input type="checkbox"/> 期間内 <input type="checkbox"/> 期間経過						
報告年月日	公安委員会	年 月 日					
備 考							

注1) □には、該当するところに△とチェックを入れること。  
 注2) 法とは「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」をいう。

要 旨 等	1 審査の申請の裁決の告知があつた日 年 月 日 2 要旨				
公安委員会 処理方針等					
処理状況等					
処理結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">裁 決 内 容</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">裁 決 日</td> <td></td> </tr> </table>	裁 決 内 容		裁 決 日	
裁 決 内 容					
裁 決 日					
備 考					

(青森県道路交通規則の一部改正)

第四条 青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 県道弘前環状線の項中

青森県平川市新山松橋百三十一番地七まで

を

青森県平川市新山松橋百三十一番地七まで  
青森県平川市日沼富田二十八番地五から  
青森県平川市杉館松橋二百六十二番地まで

に改め、同表市道高田苗生

松線の項の次に次のように加える。

市道日沼富岳線

青森県平川市日沼富岳三十三番地一から  
青森県平川市日沼富岳百二十三番地一まで

別記様式第四十五号を次のように改める。

別記様式第45号(第44条関係)

第 号

登録(更新)申請に関する通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名 )

殿

年 月 日 付けの道路交通法第51条の8 第1項に規定する登録  
第6項に規定する登録の更新

の申請については、下記の理由により登録(更新)しないこととしたので通知します。

理 由

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
  - 2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。
- ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号

青森県警察本部交通部指導課

電話017-723-4211

別記様式第四十六号を次のように改める。

別記様式第46号(第45条関係)

第 号

登録取消処分通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名 )

殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録(登録番号 第 号)を

取り消したので通知する。

理 由

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して審査請求をすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき、青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先
〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号 青森県警察本部交通部交通指導課 電話017-723-4211内線(5134)

別記様式第五十一号を次のように改める。

別記様式第51号(第49条関係)

第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)

(氏名)

殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証(第 号)の返納を命ずる。

理 由

- 1 この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書に交付した公安委員会に返納しなければなりません。
- 2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して審査請求をすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき、青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先
〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号 青森県警察本部交通部交通指導課 電話017-723-4211内線(5134)

(青森県放置違反金の徴収等に関する規則の一部改正)

第五条 青森県放置違反金の徴収等に関する規則(平成十八年五月青森県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第一を次のように改める。

別記様式第一(第2条関係)

第 年 月 日 号

放置違反金納付命令書

豊

青森県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により下記の納付期限までに納付してください。  
記

命 令 の 件 名	
放 置 違 反 金 の 額	
納 付 の 期 限	
納 付 の 場 所	
納 付 命 令 の 理 由	

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に青森県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
  - 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。
- ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(注1)。

注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

照会先

別記様式第七を次のように改める。

別記様式第七（第5条関係）

第 年 月 日

殿

青森県公安委員会 図

警 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の特例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

年 度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金
	号	円	円
指定納付期限	年 月 日まで		
納付場所			

1 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に青森県公安委員会に対し、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納めください。

なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

注3 延滞金について  
納付の期限までに放置違反金を納付しないときは、納付の期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

- (1) 延滞金額は、放置違反金額について、年10.75パーセントの割合で計算します。
- (2) (1)により計算した延滞金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

照 会 先
-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第五号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。





